身近で手軽な大衆娯楽
パチンコ・パチスロ

山形県遊協

第２９１号
2017年（平成29年）
１１月号

主な記事
全国理事会
専務・局長会議
子どもの車内放置

発行所　山形県遊技業協同組合　〒990-0057　山形市宮町5-10-19　電話023-615-6922　FAX023-615-6923
Eメール yamagata@zennichiyuren. or. jp　HP http://www. yamagatayukyo. jp/

県理事会

平成29年11月21日開催

全国理事会報告（11月15日開催）

○中古機流通協議会の開催結果について

ペナルティ回避の要請

全日遊連では、今後回胴式遊技機における中古移動・再設置にかかる保証書の発給遅延により、12月1日時点で30%以下となるように計画していた組合員ホールが、入替が行えず、新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率が30%を超える営業所にペナルティ回避の要請を中古機流通協議会に行った。そのような状況の組合員ホールは、不公平感がないよう入替を予定していた新基準に該当しない回胴式遊技機の稼働を12月1日以降は停止し、速やかに入替を実施していただく。

やむを得ず30%を超える場合の措置

全日遊連が実施する「新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率調査」のホール用の回答用紙に、11月中の入替を予定しているが、保証書の遅延等により11月中の入替ができず、やむを得ず設置比率が30%を超えてしまう場合には、12月1日現在の設置比率等のほか、入替予定日、入替台数、入替後の設置比率も記入すること。

○日工組と全日遊連との定期連絡協議会の開催結果について

認定機の部品要求

認定機への部品供給について、日工組・日電協に対し、「検定期間3年」プラス「認定期間3年」の6年間は、部品を確実に供給するよう繰り返し要請した。

日工組からは、「可能な限り部品供給を行うよう傘下の組合員メーカーへ伝えてまいりたい」との回答であった。

大型機械製造に自粛要請

複雑化・大型化を続ける遊技機のいわゆるギミック（役物）等の在り方について、ファンの視点、ホール営業者の視点、日工組開発業者であるメーカーの視点から意見交換を行い、「最近の遊技機は重量を含め大型化しすぎている」ことから、全日遊連から頂戴した要望書については真摯に受け止め、日工組と、全日遊連の組合員メーカーに伝えていること、コストの面も含め、今後の遊技機開発がどうあるべきか、引き続き検討していきたい」とのコメントであった。

新規則における「技術上の規格解釈基準」が、まだ行政当局から示されていないことから、「現時点では具体的な話をすることができない」とのことであった。

なお、「管理遊技機」の進捗状況は新規則のCR機の開発、市場への供給を優先し、その次に管理遊技機の流れになる。

○日電協と全日遊連との定期連絡協議会の開催結果について

5・9号機の現状

5・9号機に関して、現状では電協加盟メーカー製回胴式遊技機の適合済機種数は10メーカー37機種であり、18メーカー31機種が保通協に申請中である。いわゆる新規則機については、現状では予測がつかない状況であるとのことであった。

新基準に該当しない回胴式遊技機は、全日遊連として、設置比率目標を本年12月1日時点で30%以下とすることを進めているが、行政側から、その先の予定を検討するようにとの話も出ている。まずは、来年2月1日の規則改正の対応後と伝えている。

○今後の貯玉・再プレーシステムに関する協議の進め方について

貯玉数の上限は、貯玉保有者の99%が10万円以下という現状もあることから、10万円相当という基準を検討したが、金額による表示は避け、個数による表示とするべきではないかという議論もあり、4円、1円の遊技料金の違いは問わず、合計25000発を上限の基準とする。次回来年1月19日開催の全国理事会において、今後の貯玉・再プレーシステムに関する協議の進め方について決議事項にあげることにした。

○18歳未満立入禁止対応の徹底について

シールは、遊報11月号（11月末発行）に同封して各組合員ホールに到着するので、本号は必ず開封して、シールを確実に入手していただきたい。表示物は既報のとおり準備のうえ、12月初旬を目処として対応願いたい。

○来年度の全国ファン感の幹事商社決定

最終選考に残った、「そごう・西武」及び「髙島屋・廣済堂の連合」が、11月15日全国理事会において投票の結果、「そごう・西武」が幹事商社と決定した。

なお、「そごう・西武」の企画内容は除外日などの制約はあるが、韓国への海外旅行がセット賞品の一つ、テレビも40型を採用。

○平成30年度全日遊連の賦課金・健全化推進機構特別会費及び全日防連の会費・特別会費の算定基準について

平成30年度の算定基準については、平成29年12月31日現在の都府県方面組合の組合員の機械設置台数に対して、一台あたりの単価を乗じて算出する方法を採用予定、4月の全国理事会で最終決定。

また、全日防連の会費及び特別会費も、全日遊連の賦課金の算定基準に準じる。

一台あたりの単価は、例年全日遊連の賦課金45円、健全化推進機構の特別会費50円で、全日防連の会費7円、特別会費6円。

全国専務理事・事務局長会議報告（11月16日開催）

○全商協

確認証紙170万枚用意。認定申請は、地域によって11月末、12月15日までの書類作成と点検確認書の提出となると、発給ができなくなる。

○日電協

2月1日以降に30%以上設置していたホールにいわゆるペナルティを科すと中古流通協議会で決定した。

11月12日までは認定よりも中古移動が多かった。中古移動は12月1日に30%を切る為の入替がメインであった。

全商協と同様、認定申請で11月末、12月10日、15日までと区切られても発給が困難。年内いっぱい幅を持たせてほしい。

来年1月は、故障台“一度取り下げて一度認定申請をする”や、イレギュラーの場合に備える。認定申請は、11月末、12月10日、15日までに認定申請を終わらせてくれと言われても困難であり、行政にお願いしていただきたい。

ただ、パンクしたときにホールに多大な迷惑をかけることになる。例えば、本来の認定申請を受け付けるとなった場合に“1月10日までにしてください”と受け止められると、また殺到して1月の提出期限に間に合わないというこのに迷惑をかけることになる。

○全日遊連

再確認

回胴式遊技機における中古移動・再生機に関わる保証書の発給遅延により12月1日時点で30%以下とするため計画中の組合員ホールが入替を行えず、新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率が30%を超える営業所に対する措置は非常に厳しいペナルティが科せられる。

注意点

検定期間がだいぶ残っている機械、例えば今年かなりの台数を入れ替えたという理由で、全て認定申請という状況にある。非常に乱暴な空気が流れている。むしろ認定することによってチェーン店間の移動しかできなくなる、他県への移動・売買もできない。できれば中古にしておく。全部認定すると、中古が無くなり、中古機が暴騰することも考えられる。結局、自分たちで自分の首を締めるということになりかねない。

まもなく師走の時期を迎え慌ただしくなります。引き続きホール内外を巡回して、子どもたちの安全を守ってください。店内放送も定期的にお願いします。

絶対ダメ！子どもの車内放置は児童虐待行為です。

専務理事の部屋

今、組合が成すべきこと

組合員は、来年2月1日に施行される改正風営法施行規則を受け、認定申請や遊技機の購入、撤去の問題と併せて資金繰り等、今後の経営計画に奔走している。

そんな状況の中、今、組合が成すべきことは、いち早い行政との情報交換、それを受け組合員への正確な情報を伝達することである。また、組合員からの相談を的確に対応することである。

更に関係業界の動向にも特段の配慮が必要である。